

非正規や委託労働者の処遇を改善して

県でも市でも町でも改善求める運動がたくさん

議長の曽我江美子で す。委託給食の調理をし ています。ぜひ、ご一緒 に運動しませんか。

非常勤などの名前で雇わ れる「非正規職員」がど

んどん増えています。 また、役所の仕事の 一部を民間企業や指定管理者にまかせること が多くなり、「委託・指定管理」や「派遣」 も急増しています。

賃金は低く、正規職員に比べて3分の1、 ひどいところでは4分の1ぐらいで働いてい ませんか。年次有給休暇も、何年働いても 「繰り越し」をさせてもらえない、「日数増」



2015年 5月14日発行

自治労連埼玉県本部



非正規雇用公務公共関係労働組合協議会 電話048-866-0661 FAX048-866-1186 メール jichiroren-saitama@nifty.com 』

役所では、臨時、嘱託、もしてもらえない職場がたくさんあります。

でも、役所の給与や労働条件を管理する人 達からは、「あなた方は、そういう労働条件 で納得してこの仕事に就いたのだからしょう がないでしょう」と言われ・・・ムム!!

そこで、私たちは色々な学習をしました。 そして、自分たちの雇用・賃金・労働条件が 「住民サービスの充実」や「働く人の暮らし を良くする」という役所のあり方と深く関わっ ている事を学びました。「安ければ良い」と いうのは誤りです。

什事に就くときは「ホンネでは納得できな くても、やむを得ないかな~」と思ったので すが、勉強したら「そんなことはない。不合 理・不当なことがあれば、後から改善を求め てもいいのだ」ということも分りました。

そして、県でも、市でも、町でも改善を求 めて運動している人たちがたくさんいること も知りました。

正規職員の方にも、私たちの賃金・労働条 件の実態を理解してもらい、非正規や委託が もう少し尊重されなければ、正規のみなさん の賃金や労働条件も改善されません。



7月5日(日)13時~ さいたま共済会館5F

参加目由!

事務局長の小 川裕子です。学童 の指導員をしてい ます。昨年も、楽しく て、ためになる集い でした。参加をお待 ちしています

給食、保育、学童などの職種に 分かれて交流します。仕事・職場 のことを語り合いましょう。

また、非正規と公共の労働条件 の分科会も開催します。

そんな思いでつくられたのが「非正規雇用・ 公務公共関係労働組合協議会(略称「非正規 公共協」;2013年9月28日結成)です。

あなたも、非正規公共協の運動に参加しま せんか? 今、あなたの役所の労働組合にも お願いして、正規・非正規・委託などの「統 一要求書」を人事当局に提出してもらい、交 渉をしているところです。私たちの連絡先に あなたの改善要求や感想をお知らせいただく か、あなたの役所の組合の役員さんに、ぜひ 声をかけてみてください。

私たちとの交流や、労働条件調査を通じて、 お互いに助け合える関係になりませんか。



約15万人の暮らす 入間市は県西部に位 置し、私が支援員と して勤務する学童は 市内に19ヶ所ありま す。私たちは市の非

本恵子

正規職員として何年も働き続けています。

本年4月より子ども・子育て新制度がスタートしました。その条例化にあたり、入間市は県より緩い国の参酌基準に沿った条例化を行いました。

1つの支援単位を児童40人としましたが、40人という数字を「概ね基準」であるとしてMax45人までに拡大し、さらに年度途中の退所率を考慮するとして53人にまで水増ししてきました。

しかし、児童の増加に見合った 支援員を新制度スタートまでに確 保出来ず、不足分(19人、総支援 員の約22%)を派遣労働者で補う状 況が生じてしまいました。

労働条件の低さと劣悪な労働環境が、入間市の慢性的な支援員不足を引き起こし、子どもたちへの安心安全な保育の提供を確保できないような状況を招いています。非正規職員の労働条件と行政サービスの質の確保・向上は一体のも

のであることが分かります。

私たちは非正規職員ですが、子ども達の健全な発達を願う気持ちや住民サービスの一端を担う覚悟は正規職員と何ら変わりはありません。 その自負をもって休暇制度や賃金の改善・職員配置基準の見直しを求め、他の部署で働く非正

規の仲間たちと共に市当局との交渉を続けてきました。

幸い、入間市職員組合には非正規問題に 詳しい役員の方もいますし、とても面倒見 の良い役員の方もいます。そこで、市の人 事関係のみなさんや担当課の方々にも、よ く分かるように事細かに要求を行い、私た ちの要求の正当性を理解してもらってきま した。

もちろん私たちも「おまかせ」ではなく 要求を整理したり、学習もしたりしてきま した。入間市では学童だけでなく、福祉や 教育職場の非正規職員が団結して交渉を行っ ています。私も、ちょっとした経緯で県の 非正規公共協のみなさんと運動することに なりましたが、けっこう楽しく、為になる

時間をすごす ことができて

県内の非正規で働くみなさん、諦めずに一緒に歩み続けましょう!

います。



「統一要求書」交渉が佳境に

2015年県本部統一要求書は、「正規」「非正規」「公共」のそれぞれの要求書を一つの要求書にまとめ、県や市町の労働組合から各自治体に提出されていました。

いま、その交渉が盛んに行われています。 非正規職員、公共(委託・指定管理等)のさ まざまな要求を前進させるため、雇用形態・ 職種の枠を超えた"連携"が必要です。

要求書のポイント

- ○均等待遇、最低賃金(時給1000円·日額 8000円·月額168000円)引上げ
- ○手当改善(一時金の支給·退職金制度の 整備)
- ○休暇制度の拡充(年次·育児·看護·介 護休暇の拡充、忌引·公民権など休暇制 度確立)
- ○公契約の適正化で官製ワーキング・プア をなくせ。自治体は背景使用者としての責 任を果たせ。公契約条例の制定。
- ~ ~ 職場の仲間とともに「自分たちの要求」をまとめ、その要求を県、市町の組合と十分に確認し合い、交渉にも参加しよう。 要求書の詳細をあなたの自治体の自治労連に尋ねてください。